

秘密保持契約書

(甲) 学校法人代々木学園と (乙) 特定非営利活動法人よのなか塾及び (丙) 一般社団法人熊本私学教育支援事業団は、甲から相手方に開示される情報の秘密保持等に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条 (契約の目的)

本契約は、甲から相手方に開示される秘密情報を守秘するために締結され、甲乙丙の守秘義務の履行手続き等を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

本契約に定める秘密情報とは、甲から相手方に提供した個人情報又は個人情報を含むデータ、並びに秘密情報である旨を告げられた技術上の情報およびビジネスモデルまたはモデル計画案、商流、未公開情報等をいう。

第3条 (提供目的外的使用禁止)

乙及び丙は、相手方から提供された機密情報を、その提供目的の範囲内においてのみ使用することができ、この提供目的以外の使用してはならない。

第4条 (機密保持)

- (1) 乙及び丙は、本契約に定める機密情報を機密に保持する義務を負い、次の各号に掲げる定めに従う。また、この義務は機密情報返還後も継続するものとする。
- (2) 機密情報を善良なる管理者の注意をもって機密に保持するものとし、第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 機密情報を機密に保持するために合理的な措置を講じなければならない。
- (4) 使用目的を遂行するために知る必要のある最小限の自己の役員、及び従業員に対しては機密情報を開示できざるものとするが、このとき、機密情報を機密に保持させなければならない。

第5条 (保管)

乙及び丙は、機密情報の保管について、次の各号に掲げる定めに従う。

- (1) 機密情報の複製を相手方の許可なく作らず、機密厳守の上、保管しなければならない。
- (2) 相手方の要請があった場合、機密情報の保管場所及び保管状況について報告しなければならない。
- (3) 機密情報を社内のみで使用し、社外に持ち出してこれを使用してはならない。

第6条 (機密情報の返還)

本契約に定める使用目的が終了した場合又は相手方より返還の請求がある場合には、乙及び丙は相手方の指示に従い、機密情報をすみやかに返却もしくは安全な方法により破棄す

るものとし、その後一切の機密情報を保持しないものとする。

第7条（再委託）

(1)乙及び丙は、機密情報を取扱う業務を第三者に再委託するときは、あらかじめその内容を明示して相手方の書面による承諾を得るものとする。

(2)前項の場合、乙及び丙は当該業務を再委託する第三者に対し、その責任において、本契約書の趣旨に則り機密保持義務を周知徹底し、これを遵守させるとともに、これらのものによる履行に一切の責任を負うものとする。

(3)相手方の書面による承諾を得て再々委託先、再々々委託先等が発生する場合にも前項を準用するものとする。

第8条（契約解除）

当事者の一方が本契約条項に違反したときは、当事者はなんらの催告をせずに直ちに本契約を解除することができる。

第9条（期間）

(1)本契約の有効期間は、本件業務の履行が終了するまでとする。

(2)前項にかかわらず、第4条（秘密保持義務）、第5条（保管）、および第10条（損害賠償）は本契約の終了後も有効に存続する。

第10条（損害賠償）

乙及び丙は、本契約書の義務に違反して相手方の機密を侵害した場合には、誠実に相当因果関係の範囲にある損害賠償義務を果たすものとし、その具体的な内容は相手方の指示により決定するものとする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項または解釈上の疑義については、甲乙丙とも信義誠実の原則により協議を行うものとする。

第12条（裁判管轄）

万一本契約に関して紛争が起こったときは、東京地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とすることを甲乙丙であらかじめ合意する。

以上、本契約の成立を証して、本書3通を作成し甲乙丙各1通を保有する。

令和5年2月24日

甲：

(所在地)

(名称)

(代表者)

〒517-0217 三重県志摩市磯部町山原785番地

TEL.0599-56-0770 FAX.0599-77-7692

学校法人代々木学園
理事長 一色真司



乙：

(所在地)

(名称)

(代表者)

〒625-0052 京都府舞鶴市永1976-1

特定非営利活動法人よのなか塾

理事長 早田礼子



丙：

(所在地)

(名称)

(代表者)

〒862-0971

熊本市中央区大江3丁目6番8号

一般社団法人熊本私学教育支援事業団

代表理事 仙波達哉

TEL.096(288)4482 FAX.096(288)4483



